

衆議院議員の定数削減等に関する法律案の撤回を求める決議（案）

自由民主党・無所属の会と日本維新の会は、本年12月5日に衆議院議員の定数削減等に関する法律案、いわゆる「議員定数自動削減法案」を衆議院に共同提出した。本法案は、現行の衆議院議員の定数465人から1割を目標に、420人以下に削減すると規定している。また、削減方法を与野党間で協議し、法施行から1年以内に結論が出ない場合は、小選挙区25人、比例代表20人を自動的に削減する条項を盛り込むなど、結論ありきの極めて乱暴な法案である。

国会の議席は政党や議員のものではなく、国民のものである。憲法は、国民主権の下、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」するとしている。主権者である国民の代表としての国会議員が、国民の声を正確に反映して選ばれるためにどのような選挙制度にするか、議員定数の在り方はその根幹を成すものである。

また、議員定数の削減は民意の反映を妨げるだけではなく、国会の役割である行政監視機能を弱めるものである。本法案に関して、複数の自治体の首長から懸念の声が出ていることは当然である。

そもそも、日本の国会議員数は諸外国と比べても少なく、人口当たりの議員定数は、経済開発協力機構（O E C D）加盟国38か国中、下から3番目となっている。1位のアイスランドでは、人口100万人当たりの国会議員数が176.5人に対し、日本は僅か5.6人でしかない。こうした状況は、衆議院議員の定数を削減する根拠がないことを明確に示している。

自動的に削減する条項を設ける定数削減ありきの法案は絶対に許されず、定数の在り方は広く国民的議論によってなされるべきである。

よって、東京都議会は、衆議院に提出された衆議院議員の定数削減等に関する法律案の撤回を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和7年12月　日

東　　京　　都　　議　　会